

議案第 22 号 三田市空家等対策協議会条例の一部を改正する 条例の制定について

【趣 旨】

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 50 号）の施行に伴い、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）の条項が改正になることから、三田市空家等対策協議会条例の空家等対策の推進に関する特別措置法に係る条項の改正を行うものである。

【内 容】

- ①空家等対策の推進に関する特別措置法第 7 条が第 8 条に繰下げになることに伴い、当該規定を引用する条例第 1 条中「第 7 条」を「第 8 条」に改める
- ②空家等対策の推進に関する特別措置法第 6 条が第 7 条に繰下げになることに伴い、当該規定を引用する条例第 2 条中「第 6 条」を「第 7 条」に改める

【施行期日】

公布日

【予算措置】

なし

【そ の 他】